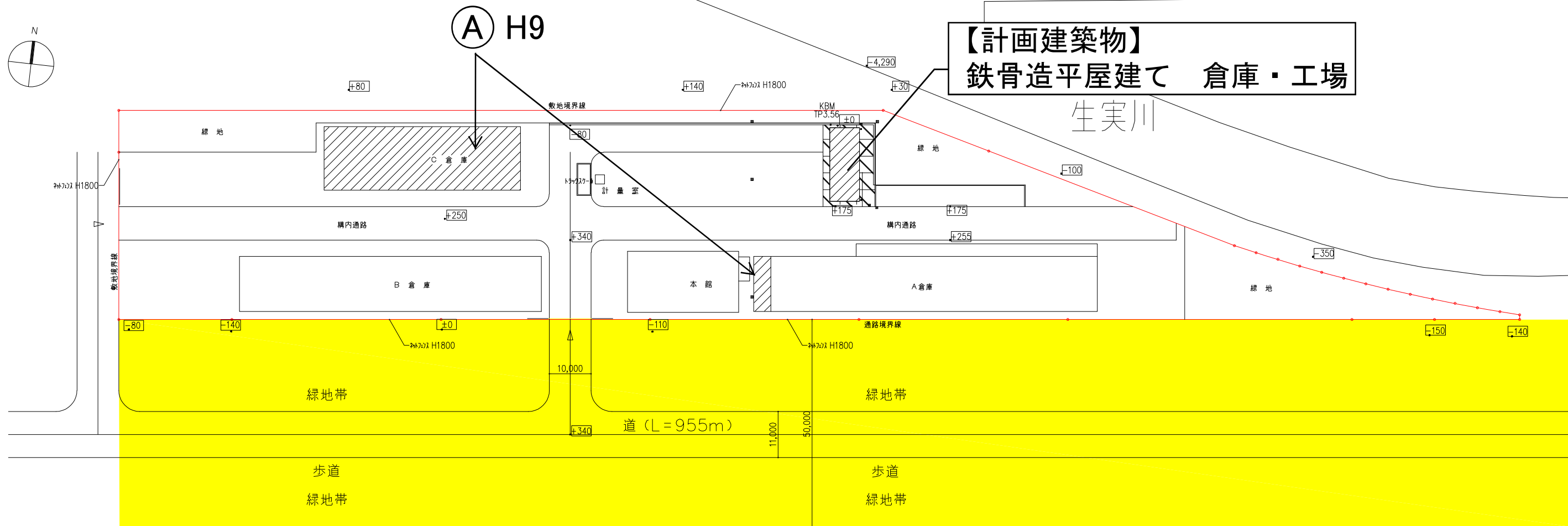




一級建築士 庄子修

現況図兼計画図 1/4,000

蘇我水路



現況図兼計画図 1/1,000

①: 建築主事によるただし書きで確認

- 凡例
- 建築基準法上の道路(緑色)
 - 審査対象通路又は道(黄色)
 - 計画敷地(赤色)

建築審査会 包括同意基準適合表（6千都建情第23号）

建築基準法第43条第2項第2号 包括同意基準2-1

規則第10条の3第4項第2号の規定（その敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道（幅員4m以上のものに限る。）に2m以上接すること。）に適合する建築物の場合。

項目		確認欄	備考
(1)	道は法令等により将来にわたり道路と同等の機能が確保されている。	○	所有者(千葉市、JFEスチール(株))
	道の管理者との協議が終了している。	○	管理者(千葉市、JFEスチール(株)、東京電力パワーグリッド(株)、(株)JERA)
	道に2m以上接する敷地である。	○	
(2)	特殊建築物又は延べ面積が1000㎡を超える建築物に該当しない。	-	
	特殊建築物又は延べ面積が1000㎡を超える建築物に該当する場合は、道を道路とみなした場合に建築基準法施行条例（昭和36年千葉県条例第39号）の規定に適合する。	○	
(3)	道の幅員を道路の幅員とみなした場合に、法第52条（容積率）の規定に適合する。	○	容積率:33.32%
(4)	道を道路とみなした場合に、法第56条（斜線制限）の規定に適合する。	○	
(5)	建築物の主要出入口から道に至る幅員0.75m以上の避難上有効な敷地内通路が設置されている。	○	
交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められる理由		確認欄	備考
交通上	通行に支障がない。	○	アスファルト舗装
安全上	火災等の危険時の避難に支障がない。	○	避難上有効な敷地内通路が設置されている
防火上	火災時の延焼防止等に支障がない。	○	
衛生上	採光、通風に支障がない。	○	容積率の制限、斜線制限を満たし、採光、通風に配慮している